

第 18 回定例委員会会議録

教育長職務代理者) 開会宣言

教育長職務代理者) 会議成立の宣言

教育長職務代理者) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教育長職務代理者) ここでお諮りいたします。第 24 号議案「平成 28 年度教育費当初予算案について」及び、報告第 16 号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、3 月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教育長職務代理者) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教育長職務代理者) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 24 号議案「平成 28 年度教育費当初予算案について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

青少年育成課長) <議案資料に基づき概略説明>

スポーツ推進課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長職務代理者) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) これは以前概算でOKを出して、最終的にこうなりましたということですね。こういう形で基本的には出すと大体決まったという、ほぼ報告みたいなことだと思います。

概算のときにすごく力を入れて出したけれども、認められなかったもので、特徴的なものはありますか。

1つ、ここではスクールソーシャルワーカーがまだ検討とあったものが一歩進んだかなという感じがありますね。

管理部長) 私ども管理のほうでは、警備員に各小学校門のところに朝から夕方まで立ってもらうことを概算のときには上げていたのですが、結論は先送りになりました。その理由として、本市は各学校の校門に3か所、4か所防犯カメラを設置しています。近隣各市で警備員が立っているところの担当に聞きますと、警備員が立っているところは、あまり防犯カメラまではつけていないということでした。本市の防犯カメラは、職員室と校長室、あるいは事務室から常にテレビで見られる状態です。

そのようなこともありまして、財政との協議の中で、かつ警備員まで立ってもらうのは認めがたいというやりとりがございました。これは概算要求で、ここでご説明したときに、ぜひ実施してほしいというご意見もいただいていたのですが、残念ながら予算を獲得するまでには至りませんでした。

浅井委員) 少し関連してですが、オープンスクールで校長先生にお伺いしますと、鍵の施錠をセコム等の業者に任せることはできないのだろうかというお話がありました。そうすると、教頭先生のご負担が大分違うのだけれどということをお聞きするのですが、その辺はいかがでしょうか。

管理部長) 鍵の施錠は、現在、業務委託で小・中それぞれ3エリアに分けて、業者が夜7時から9時ぐらいの間に各校、鍵のチェックを行っています。

浅井委員) それは鍵がかかっていることの確認ですね。

管理部長) そうです。かかっていなければかけていただきます。

浅井委員) 施錠するのはあくまでも教頭先生なので、そこが業務委託できれば教頭先生の負担もずいぶん違うとお聞きするわけなのですが。

管理部長) ちなみに、オープンスクールはどちらでしたか。

浅井委員) 山手小学校です。

管理部長) そうですか。実はその件で、1つ問題になっていましたのは、教頭先生が最後に鍵をかけて帰るという役割の学校もあります。そのため、教頭先生が先に帰れないというお話が、もともとありました。私が、小・中の全校長先生にヒアリングをしたときにそこを確認しますと、中学校では最後に帰る先生が鍵はかけていただいているということでした。

結局それは何かというと、教頭先生は何も用事がないのに、施錠のために最後まで学校にいないといけないというのはどうなのかと。そういうことでお聞きすると、いや、そうではなくて、教頭先生は先に帰ってもらって、最後に帰る人が職員室と

事務室と校門の施錠をして、鍵は秘密のボックスがあつて、そこへ置いていくということでした。それで、翌朝、教頭先生が開錠されるということです。

ただ、その学校も、例えば理科室や図工室等、そういうところは夕方5時、6時に教頭先生が閉めて帰られるということでした。職員室はずっと遅い先生もいらっしゃるの、最後に帰る先生が施錠できるということです。ですからおっしゃるように、教頭先生の鍵の作業はあるにはあるのですが。

小石委員) 少しはそういうことで楽になっているということですね。

管理部長) はい。中学校は3校ともそうでした。小学校も半数ぐらいは、外から見えないところで秘密のボックスをきちんと用意しているようです。教頭先生が施錠のためにわざわざ遅くまで残ることがないように、対応している学校もあります。

ただ、いずれにしましても、夕方5時、6時には、あいている部屋は、教頭先生の役目として閉めておられることはおられます。

松本委員) そうだけれども、ムードとして帰れないということはないのですか。

管理部長) 結局そういうことでした。教頭先生は、鍵を最後に閉めなければいけないから残っているのではなく、例えば夜8時や9時にある電話は、いい電話は絶対はないということで、その時に管理職が誰もいないのはよくないということで残っておられると。むしろ、そういうことで教頭先生のお帰りが遅くなっているという事実があるようです。

浅井委員) 朝も小一時間かけて全部を開錠されるということで、これ

はやはりかなりのご負担かなと感じたのですが。

管理部長) 確かにそうですね。

小石委員) そんなに遅くまで、電話がかかってくるかもしれないという理由でいなければいけないものですか。

管理部長) いないといけないということはないと思うのですが、先生方が例えば明日の授業の準備で、夜8時、9時まで残っておられる。そのときに電話がかかってきた場合、職員室の明かりがついているのに電話をとらないということになると、それはそれで、クレームになるようです。そういうことでどうしても、夜残っている先生が電話を受けたときに、その内容がクレームだったりすると、誰か管理職がいないといけないという教頭先生の責任感で残っておられるケースがあると伺いました。

浅井委員) 来たる3年ぐらいで、随分退職される先生方が多くなります。やはり教頭先生がいらっしゃらないことが大変になってくると思いますので、その辺、少し考えていただきたいと思いました。

管理部長) 小学校、中学校で、例えば夜7時以降はオートコールと云うのでしょうか、業務を終了しておりますというようなことが果たしてなじむかどうか。

松本委員) 神戸高校では、電話はきっちり8時から17時までの対応で、それ以外の時間は留守電になるのです。それでびっくりして、こういう方法もあるのかと思ったのですが。

小石委員) 大学もそうです。

管理部長) そうですか。

松本委員) 負担のことを考えるとそういう方法もあると思います。

小石委員) それは木村委員のほうが詳しいかもしれませんが、労働環境としては変ですね。

教育長職務代理者) ただ、不測の事態が小学校、中学校にはあるので、そのときに全く連絡がつかないのがどうかという問題もあります。

小石委員) その場合は夜中でも起こり得るわけなので、緊急の、どうしても必要なときの連絡体制だけはきちんと確立しておけばいいと思います。夜明けががついているのに電話にでないということが、もうクレームになるわけですね。暗くするわけにもいきませんしね。

管理部長) そうです。そういうクレームが実際にあるようです。電話をかけてもつながらないので行ってみたら、いるではないかというようなことが、実際保護者の方でおられるそうです。

教育長職務代理者) 市長部局はどうしているのでしょうか。緊急の、真夜中に何かが起こって市に連絡しなければいけないときの受付体制というのは。

管理部長) 受付の部屋が地下にありまして、まずはその受付の警備員がとります。その警備員にはマニュアルが一応用意されていて、例えばトイレが詰まったという場合には芦屋の契約の水道業者の電話番号を教えるといったことになっています。

教育長職務代理者) そういうところに一本化してしまって、そこで本当に、例えば教育長に何か判断してもらわないといけないというときは、その受付から教育長に連絡してもらおう等、何かそういうことを考えたほうがいいかもしれませんね。各学校でやる、そういう意識が残っていて、緊張感があるのであれば、それは集約化してしまって、合理的な方法を考えたほうがいいと思います。

松本委員) なじむまで少し苦情はあるかもしれませんが、でも、先生方の仕事に切りがないですね。

教育長職務代理者) もとの質問に戻って、概算要求で頑張ったけれども通らなかったものは、ほかにありますか。学校教育部はどうでしょうか。

学校教育部長) 頑張ったということとはまた少し離れますが、今回、トップ協議に上げたのが、ここに実際に出ている中学生の海外派遣事業と、教職員の研修のための海外派遣という、この2本です。結果的に、教職員のほうは自分で勉強しなさいということで、認められず、反対に、中学生の海外派遣のほうは、これは進めたらいいのではないかということで、返事がイエスとノーははっきり分かれました。

教職員の研修については他市も若干行っているところがあるようですが、そんなにたくさんのところが行っているわけではありません。反対に、中学生の海外派遣はほとんどの市が行っていますので、今回は、ぜひそちらを実現させたいという思いもありまして、進めていったということがございました。

それから、全体的にスクラップ・アンド・ビルドがかなり言われています。確かに学校教育課の事業はどんどん膨らむ一方でして、何か削れないかということで、小さいところですが、知っておいていただきたいのは、中学校の総合文化祭で、展示を行っていました。ところが中学校の作品だけで展示をすると、ほとんどの場合、その前に行っている教育活動展や造形教育展の中で出てくるものと作品的にもダブってくるところがあります。ですので、そこにしか展示できないものについては少し形を変えて、例えば打文で書道の作品を展示する等、そういった

形で少し事業を整理しようということです。来年度、展示を市民センターでやる部門は、今回はないということです。

それから、スクールソーシャルワーカーは今回、県の補助がつかしました。これはかなりいろいろな形での要望を上げていって、他市もそれに続いていったことがありました。今回、県の補助がつく見通しがあるため通りましたが、つかなければ、やはり市の方針としては配置が難しいという姿勢は今年も変わらなかったということです。ですから、まだ配置がないままでスタートしていた可能性もあったかなということがございました。

社会教育部長) ルナ・ホールの工事を先ほどご紹介させていただきましたが、概算要求のときには、実は5億6,000万円ぐらいを計上しておりました。今回2億1,000万円余りということで、4割弱しか実際にはついておりません。先送りをされたという実情がありますので、またどこかで改修することになると思います。一度には非常に財政状況として厳しいということで、できるだけ持たせてほしいということでした。

浅井委員) 小ホールの傷みもぜひ点検をしていただくように、お願いします。

管理部長) あと、懸案事項で1点だけあります。8ページですが、就学・就園に対する助成というところの一番下、朝鮮人学校の就学補助金、これは予算としては26万円、該当者は4人ぐらいです。これは議会の予算委員会の中で、なぜ朝鮮人だけに補助するのだという指摘がここ数年続いております。実は今年、27年度予算のときにも議会からかなりの指摘がありました。答弁としましては、近隣各市はどこも行っているということが

1つと、ずっと過去の流れから行っている、古い歴史がある制度ということ、もっと言いますと、戦前・戦中からの歴史的経緯があつてということですからずっと答弁してきております。ですが、いつまでもその形でいいのかというご指摘がございます。

近隣市も、この朝鮮人に対する就学補助ということで行っている市もあれば、在住外国人という、外国人の方全体に対して所得制限を設けた上で補助している市もあるということです。

27年度に近隣の状況を調査しまして、結論は、この28年度予算はもう1回この形でさせていただくのですが、28年度中に、もう芦屋市としてはやらないのか、やるのなら在住外国人全体として一定の補助金を、所得制限を設けてさせていただくのかという結論を出したいと思っています。

教育長職務代理者) 在住外国人というと、例えばインターナショナルスクール等に行っている子に補助するという形ですか。

管理部長) そういうことです。ですので、当然一定の所得制限がなければいけません。

教育長職務代理者) 在住外国人でも芦屋市の学校に行っている子は、対象外になるということですね。

管理部長) もちろん、対象外です。

教育長職務代理者) そういうふうにしたほうが合理的ですよ。しかも芦屋市には朝鮮人学校はないわけですから。そこだけというのは、なかなか説明が付きにくいということはあるですね。

管理部長) どうも経緯を紐解くと、もともと議会から、他市が朝鮮人の子どもたちに対して補助しているのだから芦屋もするべきだという指摘があつて、制度をつくったという契機はあったよう

です。

教育長職務代理者) 対象は小・中になるのですね。

管 理 部 長) 小・中です。またいずれこの場でもご議論いただいて、資料等をお示ししてご判断いただくことになると思います。

教育長職務代理者) 今の話で、朝鮮人学校だけですか、韓国籍の子どもは対象外になっているのですか。

管 理 部 長) いえ、韓国籍も入っています。韓国・朝鮮です。

浅 井 委 員) 社会教育の関係団体ということですが、情報コーナーは場所としてはどこにできる予定でしょうか。

社会教育部長) 一応これは予算もついていたのですが、工事の関係がすごく遅れているので、きっちり詰められなくなって、28年ではまだ無理ですかねという感じで、結局予算もおとしました。ですので、はっきりと現時点でどこということはないのですが、大々的なものではなくて、団体さんが何かを募集したい、あるいはこういう事業をやりたいというときのチラシ等を置くラックのようなものを設置することは、今、用地管財課にお願いとかお尋ねをしています。きっちりした情報コーナーをつくるのは先になるかと思うのですが、そういうチラシ等を置けるスペースは北館1階の皆さんがいらっしゃる、市民ロビーのあたりに置かせていただけるような見込みに現在なっています。

浅 井 委 員) では、28年度はそのような形で始めてみるということですか。

社会教育部長) はい。

浅 井 委 員) わかりました。

委員長職務代理者) 非常に細かいのですが、市立幼稚園における3歳児親子ひ

ろば事業ですが、3ページでは「拡充」になっているのですが、5ページでは「新」になっています。「新」なのか「拡充」なのかどちらですか。

学校教育課主幹) 新規です。全くしていないわけではなく、各幼稚園の園長先生方が月に1回、みずからが3歳児親子に対しての保育をしてくださっているのですが、予算がついたのは今回が初めてです。

管 理 部 長) 事業自体は拡充とも言えるのですが、予算がついたのが初めてです。

浅 井 委 員) これはずっと続けていく予定ですか。

学校教育課主幹) はい、そうです。

委員長職務代理者) あともう1点、会下山遺跡の登山道整備が40万1、000円で、これは崩れているところを直すという話ですが、高床式の藁のふきかえで100万円ぐらいと言っていたのはどうなったのでしょうか。

生涯学習課長) あれは今回の広報誌、2月1日号の中にも募集をかけさせていただいているのですが、3月中ですので、27年度中に行うということです。

教育長職務代理者) 今年度の事業ということですね。

生涯学習課長) はい。28年度には、既に終わっている状況ということになっています。

教育長職務代理者) あれは国や県からお金が出るのですか。

生涯学習課長) ふきかえについては、全くの市の事業です。あの高床倉庫は、別に文化財でも何でもなくて、シンボリックな感じで作られているので、そういうことになっています。

教育長職務代理者) あれ自体は確かにそうですね。わかりました。

浅井委員) すみません、それに関連してですが、その登山道はルートが2つあると思うのですが、12月に登ってみたところ、山手中学校の中からのルートを利用したのですが、それはもうルートとは言えないのですか。

生涯学習課長) 通常あそこからは行けないことになっています。現在、正式に会下山の遺跡に行っていただくのは、外側の墓地の横側からということになっております。

ただ、ハイキング等で行かれる方は別にどこからという決まりがあるわけではないので、いろいろなところから行かれるかもしれません。今回の整備というのは、もう少し住居跡の近くのほうで、土が流れて本当に危ないところがあるので、そちらが中心になると思います。予算もそんなに大きくはないので、大規模なことはなかなかできないのですが、危ないところがあるので、そこを少し直すことになっています。

浅井委員) 山手中学校からのルートも、きちんと階段状になっていたりして、埋もれさせてしまうのはもったいないかなと思うのですが。

生涯学習課長) もともとは、浅井委員がおっしゃるように、山手中学校のほうからがメインで、皆さん行かれていました。ですが、小学校の不審者事件があったあたりから、学校内に不特定多数の方が入られるのは問題があるということで、あちらからは今は行けないことに、正式にはなっております。

浅井委員) 承知しました。確かに住居跡の近くが随分崩れていて、少し危険な感じがあったので、ぜひお願いします。

教育長職務代理者) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第24号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者) 次に、日程第2の審議に入ります。報告第16号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長職務代理者) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員) この放課後児童支援員というのはどういった方なんでしょうか。

青少年育成課長) 今の芦屋市の事業で言いますと、留守家庭児童会の指導員です。

松本委員) 指導員は、資格をお持ちなのですか。

青少年育成課長) ここにある要件だけではなくて、ほかにもいろいろと要件がございます。今のところ、本市の任用の形で言いますと、嘱託で対応している方と臨時的任用職員の方がいらっしゃるのですが、嘱託で採用している方は全て支援員の資格を満たしている状況です。

持っている資格はいろいろですが、教員免許以外に、2年間指導員として従事していればその要件を満たすという規定も

ございますので、現在のところは全員条件を満たしております。

教育長職務代理者) 本日配付の資料 11 ページに条例があって、そこに資格要件がいろいろ書いております。

松本委員) ありがとうございます。

教育長職務代理者) 義務教育学校、これは要するに小中一貫校ということですが、7 ページの教職員関係のところを見ると、小学校と中学校の免許証の併用を原則とするとあります。当分の間は例外ということで、片方だけでいいけれども、両方をきちんと取るようにしていくということです。これは、小学校と中学校の免許証を持つことが必ず必要になるということであれば、芦屋市の条例 10 条のところ義務教育学校とわざわざ加えなくても小学校か中学校の免許を持っていることが要件になっているので、そういう意味で、ここは改正してもいいのですが、改正する必要もそんなにかないのかなという感じがしました。そこはどうですか。

青少年育成課長) そういうこともあるのかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、従うべき基準となっておりますので、国の基準が改正されたことにあわせて、本市の条例も改正する必要があると考えているものでございます。

教育長職務代理者) 変えておいたほうが安心かなということではありますが、従うべきといっても、従っていることに実質的にはなるのでどうなのかなと思いました。その点が少し気になっただけで、改正することに異議があるわけではありません。

教育長職務代理者) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第16号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教育長職務代理者) 閉会宣言